明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**八四）　一
〔告　示〕
○電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニの電気通信設備を指定する件（**総務**二九〇）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**二一〇）　二
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（**財務**一八二）　四
○支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（**同**一八三）　四
○選定保存技術の保持者の認定及び選定が解除された件（**文部科学**一一〇）　五
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**一七〇一）　五
○肥料を登録した件（**同**一七〇二）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**九三五）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**九三六）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**九三七～九四一）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**九四二）　八
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**四一）　八
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域の追加提供及び新規提供が決定された件（**防衛**一九九）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**東北地方整備局**六九）　一〇
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
内閣　内閣府　二
〔皇室事項〕　二
〔公　告〕　二
諸事項
官庁
建設業の営業の停止命令関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　三
会社その他　三〇

省令

○厚生労働省令第八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十一条の規定に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十四日　厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会保険労務士の認定要件）	（社会保険労務士の認定要件）
第五条　法第三十一条第一項各号列記以外の部分の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げるものとする。	**第五条**　法第三十二条第一項各号列記以外の部分の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げるものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（法第三十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める状態）	（法第三十二条第一項第二号の厚生労働省令で定める状態）
第六条　法第三十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める状態は、認定を受けようとする構造改革特別区域における求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率（求人の数に占める求職者が当該求人を充足した数の割合をいう。）、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標に比較して低位にあることにより、当該構造改革特別区域が法第三十一条第一項第一号に規定する状況にあると認められ、かつ、当該状況の急激な変化が認められない状態とする。	**第六条**　法第三十二条第一項第二号の厚生労働省令で定める状態は、認定を受けようとする構造改革特別区域における求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率（求人の数に占める求職者が当該求人を充足した数の割合をいう。）、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標に比較して低位にあることにより、当該構造改革特別区域が法第三十二条第一項第一号に規定する状況にあると認められ、かつ、当該状況の急激な変化が認められない状態とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の規定は、令和元年十二月六日から適用する。